

質問書

卷之三

二、他の人は何故保護しないか、
木々を植えようとする理由は、

一救急と行路保護について

貴局は元八年三月廿日朝新聞において、日雇労働者を中心に回響が
極く高まる。『雇用者』と名を有する京都駿野宿の『浮浪者』差別に加担して
いる。紙上で竹森は駿河守信者や又相談に至る人々のかなりの存在感がある
。切言放せず、「本連されば」浮浪者には「アラマサ社会福祉の精神」が、因
一回に限らず三百円のパン代を「高んじ」として、浮浪者「やつがい者」と
いう差別に喝釘として、貴局は

野宿者、一体ども、萬事で野宿とうが能無に至ると思ひて、この段落は、野宿者は當局行政の対象とあらうか、何いか。

ハ週一回に限り三百円を渡すと、「事の目的ニとすべき結果・方向がある」と考三〇二〇の如

(沿革と歴史への加筆について)

貴局は昨年度五回にわたり「寒浪君」一書を取扱いに加えられました。

この結果よりは、江戸時代の西金は開港で多額の外国人を前に國民が不満か不思議か思ふに似たる現象が起つた。

掃除ごとなく為に行われてあり、昨年度より始末書類会(複数字真正)で六三名、登记解法に上を十四名を拘留してゐる。生活に窮つて四年

相手にどうと云う形で罰を課すという事は決して全国に例はない。

海軍隊である。子めの二子は駿河守と伊勢守へと従官行司が、
詔守隊に加担するはとがう事だ。嘗て居

イ、「一考」と「しも」などお考でござり、何を島に「絆込み」に参加した
は、どんだけ針ごいかがなうで、アーフが参加したが。参加の責任者は誰か、
ハ、これが「アーフ」で阿知をどうとおに保護したか。

下京宿社事務所

白樺洋介著の人権と宗教を考る二論

以上全文に亘る書の説明を求める

大臣連謀を含んでいふと見えたる

ニ小ニ病院救急隊、警官等立つて、又通じたことすれど、併踏保険は必ずしも人間には、常に医師が監理、生殺予奪の権利にござる。つまり、革を行政医療機関、救急隊はそれに従属し、警察に依頼された場合は、夫々の本末の役割と異なつてゐる事になる。而ちへり、よほほ制度は全国一律、京都市又は東京などではあるが、人麻問題として、行政の問題として重

卷之三

一九三四年二月一日、近畿医師歟ハ又改社附に就職シテアト（アト）ハ近畿医師会裏
弱脚症の如き通じて、かの市氏ヒヨコヒヨコの如き車とんだ所、其處に介人して
トモに於「病院」に行はれ大いに困り、トモニ如「京都府立監督」
が故に車に同乗し候、と佐野不空君はどこの病院でも診て下さい、「福井」は併確
ヒミツトモニターハ「東」、と宣ひ、其の車の運転者も「近畿通」だ、と言つた。
K-1225「近畿通」は近畿立監督として救急搬送するの救急隊の役割だ。医局にて
は「救急車」へ入る事なく、竹田病院に救急搬送させた。同病院医事課長

回 答 書

昭和60年7月25日

日雇労働者の人権と労働を考える会 殿

下京福祉事務所長

山田 耕之助

下京区役所区民相談室長

松田 宏

5月25日に回答させていただきましたが、6月13日に貴会からおたずねのありましたことをふまえて、下記のとおり再回答いたします。

記

1. 昨年12月13日の新聞記事につきまして、大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

イ 福祉事務所に相談にこられた方々で、住所不定者と呼んでいた方は日雇労働者及び困窮労働者であり、社会福祉という側面から人権を尊重する立場で援助していかなければならないと認識しています。

ロ 今後は日雇労働者及び困窮労働者の方々を住所不定者とは呼ばないように致します。

ハ 財源的に限りがあるため300円に限定して、食費としてお渡ししてきました。

ニ 日雇労働者及び困窮労働者の方々の問題につきましては、福祉行政と労働行政との関連において取り組まなければならない事柄であり、連絡会議の設置等を関係者に働きかけて参ります。

なお、福祉事務所といたしましては、人権を尊重する立場から現在実施している事業の点検、見直しを行い、福祉の充実に向けて努力をいたします。

2. イ. 京都駅の日雇労働者及び困窮労働者の方々の退去につきまして京都鉄道公安室が実施されるものに福祉事務所が向いておりましたのは、こういう機会に福祉的な援助をすべきだと主体的に判断し参加してまいりましたが、このことが治安強化に加担しているのだというご指摘がありましたので、福祉的な援助を必要とする方々の相談に応じ、具体的な対応をする手法については京都駅側と十分話し合って問題の解決に取り組んで参ります。

ロ. ハ. ニ. 前回(5月25日)回答の趣旨どおりであります。

ホ. 福祉事務所は、あくまで人権を守る所であると自負しておりますので、今後は関係者と相談し、援助を必要とする方々に支障が生じないようにするとともに、京都駅に出向くのを取り止めます。

3. 事実関係につきましては、6月13日にご指摘のありましたとおりであり、調査の結果、次のとおりであります。

下京区管内での行旅病人救護取扱件数のうち(昭和59年度)

1. 警察官職務執行法による引継書のあったもの	85件	72.6%
2. 救急搬送証明書のあったもの	14件	12.0%
3. 医療機関からの直接申出によるもの	18件	15.4%
合計	117件	100%

なお、今後の取扱につきましては、関係医療機関からの直接申出により、行旅病人救護取扱を行う旨、関係医療機関に周知いたしました。また、下京消防署にもその旨連絡いたしました。

日雇労働者の人権と 労働を考える会 殿

1985.7.27

京都駅張示長聞

去る6月13日京都府部落解放センターにおいて貴布連からご意見を承りました。

何よりも大切なべき人権を侵害されている事象が当駅に発生しているとのご指摘を真摯に受けとめまして、卒直に反省するとともに、今後そのようなことがないよう早速当駅内におきまして研修を行ってまいりました。又、取組み方としましては、ご承知のとおり駅又寝泊りする場所ではございませんが、実態としまして現実に寝泊りを余儀なくされている人を見受けます。これらの人々は日雇労働者とか不安定な

生活を余儀なくされた人々と考えられますが、このような方に対しましては機会あるたびに最寄りの福祉設備への生活案内等を進めてまいりましたが、今後につきましても正しい人権意識を定着させて積極的に関係行政機関とも十分連絡調整をはかりつゝ生活案内等を更に進めてまいる所存でございます。

ご指摘の2点目でございますが、昨年12月23日新聞記事によります「いわゆる一齊取締り」につきましては今後当駅からの要請はいたしません。

又、3点目としまして社会福祉面ですが、社会的課題であることを当駅として十分認識のうえ、最寄りの福

祉事務所等団体行政機関との連携を更に密にいたしますとともに情報交換等を積極的に進めてまいりたいと存じます。

そして企業としての社会的責任を果すためにも人権尊重の精神を企業活動として種々取組んでまいりますと同時に鉄道輸送の使命であります安全・正確な輸送にまい進いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○研修会への積極的参加

5月23日(部外)

- ・桃山学院大学、沖浦和光学長の「被差別民衆の担った文化と技術」
- ・映画「大きな東ビankeet」

6月6日(部外)

- ・人権擁護委員、川井正雄氏の「同和問題について」
- ・映画「明子の愛、そして」

7月8日(部内)

- ・京都地方法務局、山口一成氏のビデオによる「基本的人権と同和問題」

○啓発活動の推進

企業の社会的責任を自覚するとともに自主的、主体的に人権思想の普及高揚をはかるため駅構内に基本的人権に関するポスターを常時掲出。

- ・掲出ポスターの内容
 - 6月1日は人権擁護委員の日
 - 差別のない明るい社会を
 - 世界人権宣言パネル展示会
(世界人権宣言)

(写)

下給方

号

昭和60年7月2日

85.6.14 京都

85.6.14 朝日

京都市下京区長 中村雅彦

(担当 病務課産業係)

下京消防署長殿

野宿者の取り
締まり中止へ

京都駅

国鉄京都駅宿泊の日雇労働者
「一斉取り締まり要請せぬ」

国鉄京都駅で泊泊する日雇労

働者在京都鐵道公安室と七条署
が年数回、一斉に取締りを実行して
いる問題で、部落解放闘争連
と釜ヶ崎日雇労働者など五者でつ
くる「日雇労働者人権と労働
を考える会」が十三日、京都駅
と京都市との間で調停交渉を

開いた。駅、市側は警察力に頼
った取り締まりは問題解決にな
らないと認めたうえで、「今後
一斉取り締まりは要請しない」
「福祉・労働行政の取り組みを
働きかける」と約束した。

交渉は京都市北区の府部善解

建設工事に従事したことのある
大阪・あいりん地区の労働者ら
約百人が参加した。解放闘争連
の駒井昭雄書記長が「京都國
体や京都千二百年を控え、駅は
京都の顔だと『青カクナ者』(野
宿者)を治安強化の対象にして
いる。仕事にあふれた労働者の

生活をどう保護するか、考へる
べきだ」と話した。約四時間に
わたる話し合い、駅と市側は
の差別で、実体は日雇労働者
との協力を得て解決を図る④駅構内
にいる仕事の「手配師」を取り
締まる——などを約束、後日改
めて文書で回答するとした。

生活をどう保護するか、考へる
べきだ」と話した。約四時間に
わたる話し合い、駅と市側は
の差別で、実体は日雇労働者
との協力を得て解決を図る④駅構内
にいる仕事の「手配師」を取り
締まる——などを約束、後日改
めて文書で回答するとした。

前から京都駅構内に野宿者を

発見した場合、強制排除のほ

か鉄道営業法違反などで取り

締まりしており、昨年から十

六人を逮捕している。

は、犯罪防止などの目的で以

て野宿者の生活改善に努力

すると約束した。

京都鐵道公安室と七条署

話し合いで武田栄文京都駅

首席助役は、從来のようない

く、野宿者の「野宿者は決して

仕事や場所のない日雇い労

働者なのに浮浪者扱いされてよ

り保護が優先のはず」と見解

をただしてきた。

「考える会」は「野宿者は

仕事や場所のない日雇い労

下総第　　号

(別紙様式)

昭和60年7月1日

昭和　　年　　月　　日

殿

京都市下京区長殿

病院長名

京都市下京区長 中村 雅彦

(担当 総務課庶務係371-7101)

行旅病人取扱い報告書

行旅病人の取扱いについて(依頼)

行旅病人救護の取扱いにつきましては、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

従来から救護に要した治療費の支払いにつきましては、医療機関からの請求に基づき一時立替えをいたしておりました。この際、一部の医療機関において警察署長名の引継書が無ければ行旅病人の取扱いが無されないと誤解され、警察官の立ち合いを求めておられることが見受けられます。

当区では、行旅病人の取扱いにつきましては引継書の有無にかかわらず治療費の支払いを行ってまいりましたが今後はかかる誤解を正すため、行旅病人の取扱いについては別添様式での報告書により手続きすることといたしました。速やかに区役所総務課庶務係へ提出いただきますようお願いします。

なお、入院等長期治療を要する場合は従来どおり電話による連絡をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

下記の行旅病人を取扱いましたので報告します。

記

1. 氏名

2. 生年月日

3. 住 所

4. 発生日時

5. 発生地

6. 経 過

書認確寒事

人事情確認

6月27日 午後 4:00~

病直據訖員 竹内久二・瀬口正司

2. 6月18日の対応について

宿員 竹内久二・蜜口正司

(1) 午後2時30分頃

「僕は役所宿直室へ大股市西成区へ帰りましたが、所持金が無く旅費を貯めてほしい、雨に濡れても靴もさみとかけてほしい。」旨の申出をした。

(2) 民生局下東巡査事務所は開庁しているため、明日8時30分からでないと対応出来ない。この件で室直長ではす対応出来ないので七条署へは連絡を依頼して相談のやうにうかと説明した。

(5) 20分ほど経過し、係員が来院者を退院の際、
夜間出入口附近で一人が寝ているとの通報があり、
確認に行つた。先ほど帰つて来た人と錯認にて、
当時雨が降つてあり着衣も濡れておりそのまま放
置してあくと病院は身体に火除ておぼげぬ想ひが
ありこのまま放置が来るのでは差し川歎息所へ電話
する。(通報の如き)

(4) 受託要請の内容

役所裏口へ相談に来られたる福江主務官

開庁しているわけじゃない。これは放置でござる
ので、警察で一時保護してもらう様依頼する。

(5) 純所の二人の警察官がやつを。後はこうして
被るといい中に入るよう指示をされられて床内に入る。

文化包丁持つ男も
七番手は十八日死、柳井興
生まれ、無職
既刀法違反の施行令で逮捕し
た。

6月18日に、西陣公園で野宿していた労働者Aさんが警官に追い立てられ、夕方5：30頃下京区役所入口で「雨に濡れているので、玄関の片隅でいいから野宿させて欲しい」と申し出たところ、「出ていけ、警察を呼ぶぞ」と断られた。しばらく片隅にいたところ警官がやって来て、区役所前で「保護」された。そして持っていた果物ナイフのために、「銃刀法違反」で逮捕・留置され（西陣公園では不問）、2泊3日の後起訴猶予で「保護カード」付で釈放された。その後、下京福祉市事務所から交通費とパン・牛乳の食事を与えられ、釜ヶ崎へ追い返された。

6月26日に下京福祉事務所を糾弾。

鉄道の守り 故郷へ 消える公安官2800人

民営化でバトンタッチ

国鉄の民営化に伴い、鉄道公安官（職員）も監・審議会から「廃止すべし」との勧告で、六十二年四月で「鉄道のお送りさん。がいなくなる。それをねらいで警察官は二十八日「今後、鉄道の守りはわれわれの手で」と「鉄道警察隊」を新設する方針を決めた。内閣は基準、公安職員と同数の二千八百八十二人を各都道府県警で増員したいといい、増えた警察官は税金でまかなわれる。

大量転職第1号に

警察官が二十八日発表した来年度予算の概算要求の中、地方警察官増員分の裁縫費として二億四千六百万円が計上された。これが各都道府県警に配備される「鉄道警察隊」六十二年四月の予定だが、警察署は六十二年年度に、現在の公安官と同数の二千八百八十二人の警察官を新採用、制度廃止

同時にスマートに業務を移行したいとしている。
鉄道公安職員は警察と連けいきとのながら、年内までに鉄道の労働者や暴力事件などを迅速に捜査などトラブル防止にあたってきた。

とくに、国鉄の分割・民営化を打ち出した国鉄再建監理委員会の答申（七月二十六日）で「国鉄事業の経営形態

の現行制度は廃止する」と勧告し、廃止が事実上決まりた。

鐵道警察隊の廃止は、公務

業務を行うことは適切でない

職員の身の振り方が問題にな

るが、警察官は全国を警察官として採用、再教育したうえで就業、交通など一般警察官の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事

交流を開けるなど、兄弟の

会社のあり方としては、特

別の職員が命令、監視を中心

とする公場の労働である検査

業務を行なうことは適切でない

ので、現行制度は廃止する

として採用、再教育したうえ

で就業、交通など一般警察官

の仕事に専用として考えた。

もともと警察と国鉄は人事